

## 愛知県周産期医療体制整備計画の策定について

### 1 愛知県周産期医療体制整備計画の策定の概要

平成22年1月26日付け厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」及びこの通知で示された「周産期医療体制整備指針」により、都道府県は周産期医療協議会の意見を聴いて、遅くとも平成22年度末までに周産期医療体制整備計画を策定するものとされた。

このため、本県においても平成22年度に「愛知県周産期医療体制整備計画」を策定するものである。

#### (1) 策定体制

愛知県周産期医療協議会の下に、計画策定検討委員会（構成員10名を予定）を設置し、計画案を作成する。

#### (2) 策定期間

平成23年3月

#### (3) 計画期間

23年4月から28年3月まで（5年間）

#### (4) 医療計画との関係

医療計画と整合を図り策定する。

#### (5) パブリック・コメントの実施の有無

実施予定

### 2 計画の内容及び留意事項

（「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付け厚生労働省医政局長通知）抜粋）

#### (1) 内容

周産期医療体制整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。また、周産期医療体制整備計画には、現在の医療資源を踏まえた内容とともに、中長期的な観点から、地域の医療需要に見合う十分な医療を提供することを目標とした医療施設や医療従事者に関する整備・確保方針を盛り込むものとする。

（ア）総合周産期母子医療センターの設置数及び設置施設並びに各センターの診療機能、病床数（そのうちMFIU、NICU及びGCUの各病床数）及び確保すべき医療従事者

- (イ) 地域周産期母子医療センターの設置数及び設置施設並びに各センターの診療機能、病床数（そのうちM F I C U、N I C U及びG C Uの各病床数）及び確保すべき医療従事者
- (ウ) 地域周産期医療関連施設（総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを除く。）の施設数並びに各施設の診療機能、病床数及び確保すべき医療従事者
- (エ) 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）を円滑に行うための総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設、救命救急センター等の連携体制
- (オ) 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）の機能及び体制
- (カ) 搬送コーディネーターの機能及び体制
- (キ) 地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する研修の対象及び内容
- (ク) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

## (2) 留意事項

### (ア) N I C Uの整備

低出生体重児の増加等によって、N I C Uの病床数が不足傾向にあることから、都道府県は、出生1万人対25床から30床を目標として、地域の実情に応じたN I C Uの整備を進めるものとする。

### (イ) N I C Uを退院した児童が生活の場で療育・療養できる環境の整備

N I C Uに長期入院している児童に対し、一人一人の児童にふさわしい療育・療養環境を確保するため、都道府県は、地域の実情に応じ、G C U、重症児に対応できる一般小児科病床、重症心身障害児施設等の整備を図るものとする。また、在宅の重症児の療育・療養を支援するため、訪問看護やレスパイト入院等の支援が効果的に実施される体制の整備を図るものとする。

本県の周産期医療体制整備計画は、上記の内容等を踏まえ作成します。